



## 総合防災訓練

11月19日(日)、市役所と市民総合体育館西側駐車場で総合防災訓練が行われました。7月豪雨災害の教訓から、水害を想定した訓練が行われ、市、関係機関、各種団体、地域住民のみなさんなど約1,000人が参加し、防災意識の高揚を図りました。

## 主な内容

くらしと市税	2
みんなのページ	6
社協だより	8
インフォメーション(おしらせ)	12
カメラリポート	17
B Sふるさと皆様劇場	20

# 総務部税務課

☎ 23-4811

内線 1138

FAX 22-4146

# くらしと市税 2006

## 12月は「市税滞納整理強化月間」

市税・国保税を未納の方は

お早めに納付を

みなさんに負担していただいている市税は、日常生活に身近な道路、上下水道、公園など公施設や、教育、福祉等の公共サービスを提供し、安全で豊かな生活を維持し確保するための貴重な財源です。

期間中は未納になっている市税・国保税の徴収を重点的に行います。

この機会に、未納になっている市税や国保税がないかも一度ご確認いただき、もし未納がありましたら早めに納めてください。

納め忘れの税金がある方には、文書、電話などで納付をお願いしていますが、納税に向けて努力する誠意が認められない方には、財産調査の実施を徹底し、差し押えを行うなど厳正な姿勢で滞納処分に臨みます。

なお、病気や営業不振などの事情により一度に納められない方は、早めにご相談ください。

### ご利用ください、口座振替！

口座振替は、納め忘れを防ぐ便利な手段です。納期限にご指定の預貯金口座から自動的に振替します。

本人名義の口座でなくてもできます。

手続きは、預金通帳、通帳印を持って、税務課、各支所、金融機関、郵便局の窓口でお願いします。

申し込みの翌月末の納期限分から振替をします。

市税等の納付は通常の業務時間のほか、夜間・休日での納付ができます。

#### ●市役所守衛室

平日：午後5時30分～9時15分

休日：午前8時30分～午後9時15分

#### ●岡谷駅前出張所

午前10時～午後7時

※ 毎月第3火曜日および年末年始

(12月29日～1月3日の間)を除く

納税に関してのご相談は、お気軽に税務課納税相談室にお越しください。

## 固定資産税の申告や届出をお忘れなく！

資産税担当  
内線 1129

◆平成19年度の固定資産税は、平成19年1月1日の時点で土地・家屋・償却資産を所有している方にかかります。

すでに土地や建物を売買した場合でも、平成18年12月末までに登記手続がなされないと、平成19年度も前所有者の方に税金がかかります。

その他の登記手続についても忘れなくお願いします。

＜次のような場合は、平成19年1月31日(水)までに税務課に申告や届出をお願いします。＞

申告・届出用紙を郵送しますので、ご連絡ください。

#### ■土地、家屋について

○登記していない建物を売買、相続、贈与、取り壊し等した場合  
○住宅用土地の利用方法を変更した場合

・住宅の敷地を拡張した場合

・住宅の敷地を駐車場等に変更した場合

・建物を新築、増築、取り壊し、

### 税務相談が行なわれます

譲渡、相続、贈与等、国税に関するご相談を、関東信越国税局松本税務相談室の専門相談員がお受けします。相談は無料、秘密は固く守られます。

日時…12月13日(水) 午後1時～3時

場所…市役所605会議室

相談員…関東信越国税局税務相談室  
松本分室相談官

※なるべく予約をしてください。(匿名可)

問合せ 市民税担当 内線1126 FAX22-4146

または用途変更等した場合  
○所有者が亡くなり、相続の登記が済んでいない場合  
○相続人代表者、共有資産代表者、納税管理人を変更したい場合  
○市外にお住まいで住所が変更になった場合  
■償却資産について  
会社や個人が事業用の機械や備品等を所有する場合は、毎年1月1日現在の状況を1月31日までに申告していただくことになっていきます。  
・平成18年度に申告をされた方には、12月上旬に申告書の用紙をお送りします。  
・新規に事業を始められた方はご連絡ください。

# コンビニで上下水道料金のお支払いができるようになります

今月請求分の上下水道料金から、全国の提携したコンビニエンスストアで、お支払いができるようになります。これに伴い、納入通知書が新しくなります。

○開始時期…12月請求分から

○取扱店…セブンイレブン、ローソン、サークルK、ファミリーマート、デイリーヤマザキほか

○注意事項…次の場合はコンビニでの取り扱いができません。

◆再発行によりバーコードの印刷がないもの ◆汚損等によりバーコードの読み取りができないもの

◆納入期限を過ぎたもの

これらの場合は、市役所または、金融機関でお支払いください。



## お支払いはお早めに

料金は納期限内にお支払いください。  
便利で確実な口座振替をおすすめします。

◇問合せ◇

水道課料金担当 (内線 1414)

# 「家具の転倒防止器具」を無料で配布します

## ○事業の概要

市では地震時の家具の転倒による被害防止に役立てていただくため「家具の転倒防止器具」を無料で配布します。住宅の寝室や居間に置かれている家具（タンス、書棚、食器棚等）に設置し、地震時の被害防止を図ります。

## ○対象となる世帯

今年度は、**高齢者の世帯、身体障害者の世帯等**に配布します。

## ○配布器具の種類

次の3種類の器具をセットにします。

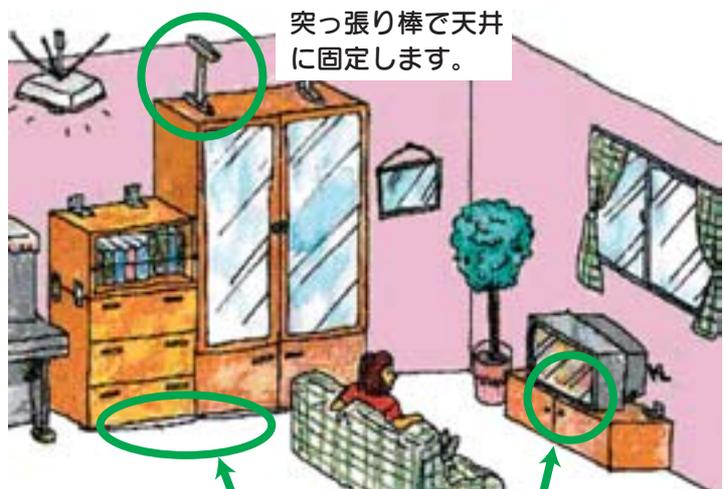
- ・家具転倒防止ポール  
(長さ50~75cm程度)
- ・家具前倒し防止プレート  
(幅90cm程度の家具に対応)
- ・家具転倒防止シート

## ○器具の申込方法

器具の申し込みは、市役所3階都市計画課建築担当窓口で受付けます。

申し込み時にご印鑑と申込者の確認できるもの（免許証、健康保険証等）を提示してください。

配布数は1世帯につき1セットとします。



突っ張り棒で天井に固定します。

前のめりに倒れないように、前倒し器具を取り付けます。

電化製品等のズレ防止器具（シート）を取り付けます。

○ 枠の器具が配布対象です

**住宅の無料耐震診断も受付中です!!**  
(昭和56年以前建設の木造住宅に限る)

○申込み・問合せ 都市計画課 建築担当(内線 1372)